

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）</p> <p>7—4 法第7条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 暴風雨、濃霧等の災害が予想される場合において、これを回避するためのみの目的で一時入港したとき</p> <p>(2)～(17) (省略)</p> <p><u>(18) 開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合によりやむを得なく一時出港し、関税法基本通達 20-5 (8)に規定する場合に該当して当該開港に近接する不開港に入港した後、当該開港に再入港する場合</u></p> <p><u>(19) その他上記各号に準ずる場合であつて税関長が真にやむを得ないと認めたとき</u></p>	<p>（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）</p> <p>7—4 法第7条《非課税》に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 暴風雨、濃霧等の災害が予想される場合において、これを回避するためのみの目的で一時入港したとき。</p> <p>(2)～(17) (同左)</p> <p><u>(18) その他上記各号に準ずる場合であつて税関長が真にやむを得ないと認めたとき。</u></p>